［別紙二］

四　特定無線設備の種別																									
略																									
略																									
備設線無の九十二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の二の九十二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の三の九十二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の四の九十二の号一十第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の十三の号一十第項一第条二第	○	○	○	○															13注○						
備設線無の二の十三の号一十第項一第条二第	○	○	15注○																						
備設線無の一十三の号一十第項一第条二第	○	○	○																						
備設線無の二の一十三の号一十第項一第条二第	○	○	○																						
備設線無の三の一十三の号一十第項一第条二第	○	○	○																						
備設線無の四の一十三の号一十第項一第条二第			○																						
備設線無の二十三の号一十第項一第条二第	○	○	○	○															13注○						
備設線無の二の二十三の号一十第項一第条二第			15注○																						
備設線無の三十三の号一十第項一第条二第	○	○	○																						
備設線無の二の三十三の号一十第項一第条二第	○	○	○																						
備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第	○	○	○	○																					
略																									
第二条第一項第十九号の四の三	○																		注○ 13						
略																									
備設線無の五の号四十五第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の二の五の号四十五第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の三の五の号四十五第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の四の五の号四十五第項一第条二第	○	○	○	○																					
備設線無の六の号四十五第項一第条二第	○	○	○	○															13注○						
備設線無の二の六の号四十五第項一第条二第	○	○	15注○																						
略																									